

インボイス制度について

○インボイス制度導入の背景

2019年10月1日から消費税は、10%への引き上げされるようになっていますが、同時に飲食料品など的一部の商品は、8%のままにする軽減税率制度が導入されます。

この制度により、申告の際には、納税額は税率ごとに計算する必要があるため、2023年10月1日からインボイス制度が導入されることとなっています。

○インボイス制度とは？

「適格請求書等保存方式」と言い、制度導入後の消費税額控除には、課税事業者（税務署への登録が必要）から発行される適格請求書が必要となる制度です。つまり、適格請求書が発行できない免税事業者からの仕入は税額控除ができなくなります。そのため経過措置として、2023年10月～2026年9月は仕入税額相当額の80%、2026年10月～2029年9月は同50%まで控除がでることとされています。

○集落営農法人化の経理への影響

農事組合法人における従事分量配

当は消費税を含めて経理されていますが、配当先の農業者の多くは免税事業者という場合がほとんどなので、消費税の還付に影響が出ることが想定されます。

その他、軽減税率、インボイス制度等に関する詳細は最寄りの税務署、税理士等に尋ねられるか、左記の消費税軽減税率電話相談センターで御確認ください。

◎消費税軽減税率電話相談センターのお問い合わせ（軽減コールセンター） 専用ダイヤル 0570-030-456

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

◎国税庁HP

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm>

◆広域法人設立への指南◆

法人の設立や運営強化に向けた検討を進めるなかで、役員やオペレータのなり手がないことが課題となるケースがあります。その打開策の一つとして、近隣の組織と合併した体制（広域化）をとることが挙げられます。今回、「広域」での法人化について考えてみます。

広域のメリットとして、①役員やオペレータが確保しやすくなる②経営面積が大きくなることで資金力が向上する③更なるコスト低減が可能となる。といったことが挙げられます。ただし、規模が大きくなる分、意思決定が遅れるといった組織運営上の問題が指摘されることもあります。

組織の組み合わせによる合併の在り方を考えてみると、次の表に示す通り、まず任意組織同士の場合は、共同利用する農業機械・施設等の負担分担を調整するなどして、法人を設立します。法人と任意組織では、任意組織が法人に加入することが考えられます。また、法人同士の合併は、「対等合併」または「吸収合併」という選択が

課題になります。どちらも現法人を解散することとなるため大変です。そこで法人同士で出資して「合同会社」を立ち上げるという選択があります。全国的にも機械の広域共同やオペレータの共同雇用、会計などをを行う「合同会社」を設立する事例が多いようです。

先に実施した集落営農組織に対するヒアリングでは、近隣組織や広域での法人化を望まれている地域があるということなので、早急に検討することが望まれます。

法人と法人	<ul style="list-style-type: none">・対等合併・吸収合併・合同会社の設立
法人と任意組織	<ul style="list-style-type: none">・法人へ任意組織が参画、委託・法人が任意組織を吸収・法人と任意組織の構成員による合同会社・解散後、別法人の設立
任意組織と任意組織	<ul style="list-style-type: none">・両組織で1つの法人を設立・任意組織毎に法人設立後、合同会社を設立